

## 令和7年度第2回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事概要

日時：令和8年3月5日（木） 10時00分～12時00分  
場所：三重県庁講堂棟 3階 131・132会議室

### 1 出席委員（16名）

青山 弘忠、坂井 治美、阿保谷 季之、対馬 あさみ、澤田 博文、早川 武彦、伊藤 二時子、  
中島 弘道、奥野 敏、佐々木 光明、中野 智行、松浦 直己、廣瀬 純子、藤田 典子、竹村 浩  
田上 清乃

### 2 傍聴者 なし

### 3 会議の公開・非公開 公開

### 4 主なご意見

各部会の審議内容について（報告）

#### （1）児童福祉法の改正等について【別紙1】

・意見はありませんでした。

#### （2）保育認可等部会【資料1】

・意見はありませんでした。

#### （3）里親審査・施設機能強化部会【資料2】

（田上委員）

・児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数が令和3年から27市町で変わっていない。増減や理由を教えてください。

（事務局）

・こども家庭センターではなくて、児童福祉の拠点施設として整備をした市町の数になっている。  
・未実施の2市町は、体制としてはできているが、拠点という面で、枠組みを最後まで整理しきれていないところである。  
・児童福祉と母子保健の一体となった、こども家庭センターという形での市町の体制整備を県は進めている。今年度の実績は24市町にその体制ができた。引き続き、こども家庭センターへの取組の数字も追っていきたい。体制としてできあがっている数は27市町だが、機能、役割としてすでに整備されているのは、29市町という状況になっている。

（松浦委員）

・要約すると、こども家庭センターという整理ができているのが24市町。  
資料には27市町になっているが、実質は29市町と理解してよいですか。では、29市町と記載した方がわかりやすいと思う。27市町である意味について教えてください。

（事務局）

・こども家庭センターということで組織的な位置付けを持っているということでカウントをしているため拠点となっている。枠組みを今作っているところである。残り2市町は機能を持っているが、枠組みとしての整理ができていないという状況。

（竹村委員）

・三重県が取組をして、多くの方が里親になろうとしていただいている。多様な方が里親になろうとしているので、子どもたち一人ひとりに応じた里親をどのように認定していくかが課題となっ

ている。子どもたちとのマッチングや、その後のケアということが重要になってくるので、里親審査・施設機能強化部会では条件付けをさせていただいて認定をする場合もある。県職員は人事異動があるため、里親認定後の継続的な支援について伺いたい。

- ・家庭的養育優先の原則から施設の機能強化を図っていくということは正しい方向性だとは思いますが、ユニット化小規模化を進めていく中で課題が出ているように思う。里親審査・施設機能強化部会では、子どもたちに必要な受け皿をなかなか検討しきれない悩みがある。

(事務局)

- ・県内の児童相談所でその処遇先を決めるにあたっては、まず里親家庭で、どういう生活ができそうかということ優先的に考えている。従来であれば、里親家庭に子どもを措置することは、実の親から子どもを取られそうで嫌だということがあり、反対の気持ちが強かったが、最近は家庭養育優先の原則や、里親家庭であっても社会的養護を担っていて、施設と里親と変わらないことを説明しながら、里親家庭への措置へのハードルが下がったという感覚がある。
- ・配慮や専門的な関わりが必要な子ども、あるいは、家庭よりは、専門職の集団の中で見たほうがよいというような子どもが一定数いる。里親の数が増えているということは里親家庭の多様性に繋がる部分がある。
- ・里親家庭がどういう家庭かということをしかりと児童相談所側も考えていかないといけない。フォスタリング機関や里親支援センターが体制整備を進めているので、情報共有しながら、どのように、里親に委託した子ども、里親を支援していくのかも、具体的に考えていく必要がある。県としても、児童相談所だけではなくて、フォスタリング機関、里親支援センターの数を増やしていきたい。

(松浦委員)

- ・いわゆる機能強化を目指すという方向性は異論がないが、中核部分はどのように考えているのか教えてほしい。

(事務局)

- ・養育機能や専門的な資格を持った職員が施設の中でたくさんいるので、いかに地域や里親家庭、里親養育の中に展開していくかということが重要である。

(竹村委員)

- ・今年度の里親シンポジウムの取組を里親会やホスタリング機関、里親支援センター、三重県児童養護施設協会等も含めて、関係機関で相談しながら進めた。里親支援や施設の多機能化はピンポイントで行うことは難しい。関係機関が一緒に取り組むことが大切。こういった話し合いの場をつくることで、子どもにとって必要な受け皿をつくっていく必要がある。

(事務局)

- ・今年度、里親支援センターを2か所開設した。フォスタリング事業を実施しているところが、里親センターへの移行することを検討しているところもある。このようなことも踏まえ、児童相談所、里親支援センター、フォスタリング事業、あるいは各施設にいる里親支援専門相談員が、一堂に会する会議の場というのは、年に2回ほど設けている。この中で横展開を図っていけるものに関しては情報共有しながら行っていきたい。

(奥野委員)

- ・里親の認定については、社会的養護を必要とする子どもへの理解があるか、子どもの養育に熱意があるかとか、抽象的な表現で規定がされている。委員それぞれの考え方によって裾野が広がり過ぎてしまう。また、未委託の里親が増えていってしまい、その結果として5年間の更新の間に、辞める方が多いという現状がある。里親自身も、施設に代わって長い期間養育していたが、今後、

ショートステイ、長期に委託をされている里親のレスパイト、一時保護というように里親の役割をシフトしていくことを里親同士の中で検討している。

- ・全国的にはQ P I (クオリティ・ペアレンティング・イニシアチブ)で、里親、実親と一緒に子どもを育てていく。里親から実家に帰った後も、継続して、里親家庭も子どもの1つの歴史として、継承しながら、子どもの成長を促していく方向で、検討されている。今後、里親同士がしっかりと里親会を通じてサポートしながら、考え方の変化、時代の流れに沿った、里親像をつくっていく必要がある。

(対馬委員)

- ・児童養護施設を退所後の3年後の就労の状況で、当然進学している子どもたちもいると思うが、生活や暮らしの支えはどのようになっているのか。アフターケア事業や、自立支援コーディネーターがいると思うが、どのように機能しているのか、退所後の支援の取組がどのようにされているのかを伺いたい。

(事務局)

- ・社会的養護の子どもたちは土台の部分はかなり不安定なところがある。取組としては、児童養護施設、児童家庭支援センター、アフターケア、アフターフォローと抱き合わせて自立支援の機能役割を持ってはいたが、機能役割ということが書かれているだけ。あとはそれぞれの施設のこれまでの流れの中で、積極的にアプローチしていくような動きは正直なかった。関係とか繋がりが切れてしまっている子がいたのが事実。一方で、しっかりとその施設と繋がり、人生の節目のようなどきに施設にやってくるという子もいる。
- ・仕組みについては、昨年度から、国の方では社会的養護自立支援拠点事業を始めた。子どもたちが、いつでも気軽に寄って集まれる拠点を作って、その拠点を中心として自立に向けた相談や、自立支援の計画を進めていく。集まってくれる場を提供していくことを、昨年度から国は始めている。三重県は、仕組みづくりについて、1年検討を進めてきた。令和8年度から、拠点を作って、いつでも来てもらえる場を作ろうということで始める予定である。
- ・まずは繋がれる施設、自立支援担当職員とうまく繋がりながら、1人でも多くの、この子どもたちがそういった拠点と繋がりを持ってもらえるような仕掛けづくりを進めていきたい。

(対馬委員)

- ・三重県自立援助ホームがとても少なく、18歳近くになってきて入所したいけど、入所できるところがないとか、児童養護施設を退所後の行き先がないといった相談がある。連携できるような仕組みをつくれることを期待しています。

(松浦委員)

- ・75%就職しているというのは、いい数字だが、あと25%どうなっているか。支援できているのかということだと思う。こういう子どもたちは、主に18歳で考えたらよいか。

(事務局)

- ・施設を退所、措置解除になる子たちは、大体、高等学校を卒業するタイミングになる。引き続き、措置と同等の支援が必要と認められる子どもたちについては、自立生活援助事業を拡充さえ、施設や里親のところでも引き続き、生活をしながら、支援を継続して受けられるという制度が始まっているので、しっかりと取り組みたい。

#### (4) こども相談支援部会【資料3】

(竹村委員)

- ・市町のこども家庭センターを中心にした支援ケースの中に、児童相談所も関わって一緒に共同ケースとしていくことを私は提案をしている。ケース管理を児童相談所か市町かという二分法では

なく、一緒に取り組んでいくことを進めるにあたって何か課題はあるのか。措置は兄弟の中でも違うし、在宅で支援しているケースがどんどん増えている中で課題などが、この部会で見えているのかを伺いたい。

(佐々木委員)

- ・多様な観点から支援のあり方、どういう訴えがあったか、どのような状況であったのかということは、確認・検討の対象になっており、一つ一つケースワーカーの方から聞き取っている。児童相談所やこども家庭センターを含めて、支援の連携等については、事務局の方から聞いていただきたい。

(事務局)

- ・子どもからの相談を受けるチャンネルの1つに子ども相談支援部会が位置付けられてはいるが、ここ何年かは、子ども相談支援部会に直接、子どもが何か意見を述べるという場はなかった。子どもの意見聴取については、意見表明等を聴取措置が始まっているので、児童相談所の職員は、特に、措置が始まった去年あたりから、しっかりと子どもの意見を聞いて、その声も合わせて子どもの意見、考えということで部会の方に報告している。児童相談所は措置する側なので、これからの処遇にあたっての考え方については、当然、説明が必要ですので、子どもの意見との違いがあれば部会に報告している。同意や納得している子どもの状況についてはどのケースであっても基本的に報告している。

(竹村委員)

- ・要支援家庭の共同チームという視点からか。

(事務局)

- ・特に虐待進行管理の上では、これまでも共同管理のケースを設けてやってきたというものはあるが、支援のメニューをたくさん持っている市町と、介入とか措置の権限を持っている児童相談所が、虐待までの過程にあるリスクの現状をしっかりと把握できるというところではある。しかし、共同管理という名のもとに責任の所在が曖昧になっているデメリットがある。どちらに責任主体があるのかといったことをはっきりとさせた上で、共同で連携してケースに対応していく。

(竹村委員)

- ・デメリットを言っている訳ではなくて、共同管理を提案している。なぜかという、どうしても県の児童相談所は、命に関わってくる事案だけに対応することになってしまう。子どもの権利から考えると、在宅の支援をしてそれで済むわけでもない。児童相談所が手を引いていくような感覚がある。支援は「市町」で対応は「県」というわけにはいかないと思っている。

(佐々木委員)

- ・要保護児童対策地域協議会のあり方は各地で少し違っている。責任の所在が不明になりがちな状況もある。そういった機能を改善・充実しましょうという提案しているので、県の方でも、要保護児童対策地域協議会の連携強化を図っていると理解している。

(早川委員)

- ・責任の所在についてはデメリットがあると思う。市町の子どもだという意識やそこに県も入っていくということをシステムとして作ってほしい。
- ・子ども相談支援部会にあがってくるケースは、かなり大変なケースなため、そうではないケースまでが見えていないところがある。あがってくるケースはもう手を引けないケース。その段階で子どもが声を上げはじめてきているのは間違い。警察や教員に言うケースがどんどん増えており、地域で子どもたちもSOSを出しはじめてきている。今後の課題としてSOSを出しはじめた子

どもに対してどう対応していくのが重要。首から上にケガがないから保護しませんというのでは、済まされない。子どもの声を、市町が聞く、特に児童相談所も聞いて、対応をしていかなければいけないところが難しい。

(事務局)

- 児童相談所の方で関わっている虐待相談は、ほとんど市町と共有、市町の虐待相談ケースである。しかし、性的虐待のように、非常に秘匿性の高いものについては、関係機関と共有というわけにはいかない。支援部会の方で、報告、ご意見いただくような事例というのは児童相談所が、もう家庭から地域から離さないといけないというふうな重篤な事例である。そこに至るまでは、その地域と連携していくというのが正しい姿だと思う。早期発見、未然防止は、市町が主体ではあるが、県が関係ないというのではなくて、連携しながら市町でどのような支援をしていくのがいいかというのを一緒になって考え、時には、児童相談所も加わるという形が、目指す姿だろう。
- 児童相談所が引いていくような感覚があるというふうなところも事実ではないかと思うので、検討し、取り組むべきところだと思う。決して県として、児童相談所が引いていくところが目指す姿では絶対ない。

(松浦委員)

- 明確な方向性を出していただいたと思う。ただ、マンパワー等々の問題がある。皆さんよく理解いただいたと思う。

#### 4 「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の成果と「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」について【資料4】

(竹村委員)

- 早く働くということで子どもや育児から離れた母親が多いが、愛着障害の問題が大きいと思う。特に1歳半ぐらいまでは、1人の養育者がきちんと愛着形成をつくるように関わる必要がある。あまり早く働きに出るといのは、いかがなものか。ただ、それは経済的に大事なことであることと矛盾するわけではない。
- 子どもはただ勉強すればいいというのではなくて、意欲を持てるようにする学習支援が必要。現在、愛着の問題が多くの子どもたちにあるので、意欲をもって、生きていくことが学習に繋がっている。
- 数字的に子どもの居場所が増えていると思われるが、数字だけではなく、質の問題が大きいと思う。
- 社会的養育の子どもたちだけではなく全ての子どもたちに、子どもにとっての第三者、子どもに寄り添う、子どもの立場に立ちきる、そういった役割を持つ「子どもアドボケート(意見表明等支援員)」が必要だと思う。学校におけるスクールカウンセラーは大事ではあるが、子どもの側からすると、子どもアドボケートの方が大事だろうと私は思う。

(事務局)

- 就労支援について、働きたいときに働けて、希望する職種で働けるようにということを大切にしている。母子・父子福祉センターは、利用が足りない。マッチングが難しいというような声もある。ひとり親が、子育てをしながら、就労していく中で、休暇制度が整っているといった求人が少ないということも聞いているので、取組を進めていきたい。
- 意欲をもって学習しないとなかなか定着もしないと思う。意欲をもたすということも大事ですし、意欲をもったときに学んでいただく機会というのがたくさんあるということが重要だと考えている。経済的な問題もあって、学ぶことができないというような方に対して、市町で、取り組んでいることに対して県としても支援をしていきたい。
- 子どもの居場所数は増えているが、質の問題という議論が出てきている。様々な団体と意見交換している中で、やはり子ども食堂をはじめとして、利用しやすいものに対して、中高生は多感な

時期等のため、利用しづらいことも、課題という認識をしている。今後は、いろんなパターンがあると思うので、多様な居場所が増えてくるような支援を考えていきたい。その中でご紹介させていただいたキッチンカーのような事業をモデル的にやっていきたいと考えている。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも研修を行っている。また、カウンセラー、ワーカーの中で、各団体が講座を受けて、アドボケイトの基礎講座を受けて、スキルを身につけている方も増えてきている。今年度、はじめ7名程度だったが、現段階では11名が、アドボケイトの資格、スキルを身につけている。今後も、スキルを持った、ワーカー、カウンセラーが増えるように努めていきたい。

(竹村委員)

- ・スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの立場ではない人が必要である。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがアドボケイトや子どもアドボカシーについての勉強をすることは本当に大事だと思う。ただ、子どもたちにとって、学校側ではなく、自分側に立ち切ってもらえる人が必要だという意味での課題である。

(事務局)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては学校側という意識ではない。学校の一員ではありますが、やはり子どもの最善の利益を目的に配置している。研修でも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー以外にも独立アドボケイトについても、学校への周知をして、子どもアドボカシーセンターとも連携していきたい。

(対馬委員)

- ・キッチンカーの取組は新しいパターン、多様性という面ではすごくよいと思うが、これまで取組のない地域へキッチンカーで出向いていくと、「中高生が集まればユースセンターだ」という誤解が生じてしまうと思う。新しい取り組みとても大事だと思うが、実際それは何が必要なのかとか、子ども、若者の権利がどういうふうに、ユースセンターで守られていくためにどのような取り組みがされているかということ、知って行うことがすごく大事だと思っている。決して、子ども食堂の中高生版、少し大きくなった子たちが行って遊べるだけの場所ではないということ、学びながら、設置して欲しい。

(坂井委員)

- ・三重県母子・父子福祉センターに求職者登録をした就業率が57.1%で、先ほどマッチングにも課題があるとのことだが、この登録者に対する募集人数というのは数字が出ているのか。登録数に対して募集人数は多いのか少ないのかを教えてほしい。

(事務局)

- ・手元に数字がないが、登録者自体が少ない。就労に至るケースというのも当然少なくなってきているような状況である。

(坂井委員)

- ・企業の求人票の数について教えてほしい。

(事務局)

- ・求人票の数もまだまだ足りないと思う。新しい計画では、そこから始める必要があるため、求人票の数を増やすことを目標にしている。

(坂井委員)

- ・マッチングがうまくいかない理由というのが、働き方、労働条件の方にあるのか、それとも職種、

働く場所はあるが、登録している方の希望とずれがあるといった課題があると思うのだが、どちらの方が大きいのか。

(事務局)

- ・おそらくひとり親の方については、やはり子育ての関係で制約があると思う。そういった方の求められている、職種を広く集める、求人の方を集めていく必要があると考えている。現在、ニーズのあるような職種が多くないと認識している。

(坂井委員)

- ・どちらかと言うと働き方の方なのかと思う。例えば、時短勤務ができるとか、何かあったときに休める体制が整っている会社であるとか、そのように感じる。

(事務局)

- ・ひとり親に、休みやすいとか、正規で事務職を求めるといった傾向があるので、マッチングできるように取り組みを進めている。

(坂井委員)

- ・数字よりも、そもそも数が少ないというところは大きな課題である。企業は知らない人も多いと思う。求人を出すということすら知らない人が多いと思う。

(事務局)

- ・子育てに理解のある企業や厚生労働省の「くるみん認定企業」というようなところへ働きかけを行い、引き続き取組を進めていきたい。

(竹村委員)

- ・ひとり親家庭等、特に要支援家庭は、働く意欲そのものも低い場合が多い。精神疾患、養育能力、パートナーとの関係等様々な問題がある。そのようなことも、考えておかないといけない。

## 5 「ありのままでみえっこプラン」の重点的な取組にかかる令和8年度の概要

### 【資料5-1, 5-2】

(松浦委員)

- ・この総合的な推進が令和8年度で119億円以上の予算が、かけられているということで、どれだけ多様で包括的な取り組みかということがお分かりになると思う。

(竹村委員)

- ・子どもの権利が侵害された場合に救済を図る救済制度がどこまで今進んでいるのか。弁護士によるアドボケイトも大事な観点だが、市民性を持った子どもアドボケイトが大事だと思う。役割が違うと思うが、この弁護士のというふう限定されている点は何故なのか、質問させていただきたい。

(事務局)

- ・権利救済の関係では、仕組みづくりを検討していくという形を明記していて、現在、議論を進めているが、進んでいないというのが実態である。課題として、まず救済するにしても相談窓口が見えにくい、わかりにくいという課題がある。先ほど紹介した、子どもポータルサイトも含めて、子どもに相談窓口がわかりやすい仕組みを作りつつ、第三者救済の仕組みを合わせて検討を進めていければと考えている。

(竹村委員)

- ・救済制度について、せっかく条例改正で決めたのですから、ぜひ早く進めてほしい。

(松浦委員)

- ・教育委員会との連携か子ども・福祉部で行うということか。

(事務局)

- ・子ども・福祉部が中心となり、様々な関係機関が持っている救済機関の整理をしていく。
- ・弁護士等のアドボケイトでは、現状児童養護施設や、一時保護所にいる子どもたちに対しては、意見表明等支援員として、アドボケイトを派遣しているところではあるが、今回新たに、法的対応の観点の意見が増えてきたので、弁護士によるアドボケイトを新たに組み込んでいくことになった。

(田上委員)

- ・代理人としての弁護士スクールロイヤーの導入については非常に弁護士会でも、議論が大きいところで、学校の代理人になることがその子どもの利益になるのかということ是非常に内部でも意見のあるところです。子どもの安全、安心の確保という中に、その代理人としての弁護士、スクールロイヤーへの導入というところは正直疑問がある。もちろん、弁護士、スクールロイヤーの導入という点ではいいかなと思うが、その代理人というところを出すと、疑問がある。

(松浦委員)

- ・代理人とは、学校の代理人という解釈で間違いないか。

(事務局)

- ・いじめ等があった際に、子どもが学校に行きたいと思っていながら、保護者の希望で子どもを学校行かせないというケースがある。このような場合、学校と、保護者側の間に、弁護士等が入って、仲裁案を提示したり、子どもが学校にいけるようにしたりといったことを想定している。代理人というのは、学校と保護者が対立をしている状況で、学校の相手側が、弁護士を立てた場合に、学校側にも、弁護士を立てて、双方弁護士、法の専門家同士で話し合いをしていただく制度である。

(田上委員)

- ・弁護士会としても代理人としてのスクールロイヤーを出しているが、どちらかという、この制度自体が学校の負担軽減といった、そういう観点からのものと理解している。仲裁的なものという意味では、この代理人という立場ではなくて通常のスクールロイヤーは学校からの相談を受けて、子どもの利益のためにアドバイスをするというものが本来の形と思っている。あえて代理人としての弁護士というのをここに記載するのは、抵抗がある。

(佐々木委員)

- ・子ども教育総合研究所では、毎年、自治体シンポジウムを開いていて、権利救済制度を持っている自治体が意見交換を積み重ねていて、制度的な仕組みの情報提供、救済窓口に来る子どもたちの状況の検討が進んでいて知見の集積している。すでにアプローチ済みとは思いますが、制度を持っている自治体の規定を参考に、三重県独自の、ステップを踏んでいってほしいと思う。

(対馬委員)

- ・ありのままでみえっこプランの目指す姿が、「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる」ことの実現というプランだが、若者への支援は、連続して行われるものだと思う。ひきこもりになる要因として、就職がうまくいかないことがすごく多い。学校に出向いて行う校内カフェ等のひきこもりになる前の予防的な活動が必要。若者支援の少なさ

に少し違和感がる。担当課を跨いで横断的にやっけていかないといけない。

・若者支援、自立支援と同様、住む場所が確保できないという若者がすごく多い。他の自治体では、県営住宅を、若者も借りることができるといった取組をしているところもあるので、安心して、まずは生活できるようにしていくことが重要。

(事務局)

・若者については、これまでの政策で手がつけられていなかったところの部分がある。子ども・若者で福祉・雇用のサポートステーションが入ったような、実務会議を立ち上げて、改めて議論を始めているところである。

(松浦委員)

・若者は18歳以上を想定しているのか。

(事務局)

・一般的には、18歳から30歳未満と言われているが、中高生世代に含める必要がありますし、場合によっては30歳以上ということもあるが、イメージとしては18歳から30歳未満としている。

(青山委員)

・地域限定保育士について、保育士と地域限定保育士という2つの資格となるのか、それとも現状の保育士資格の中に、地域限定保育士の要件が入るのか。

(事務局)

・地域限定保育士につきましては、3年間は三重県内で働くことが限定されていることだけで、それ以外は通常の保育士と変わらない。

## 6 令和7年度「みえっこ会議」の活動報告【資料6】

(竹村委員)

・資料を見させていただいて子ども達の思いに対して、きちんと答え切れていないように感じた。子ども達の質問と大人の答えがずれていると話し合ったことに意味がなくなってしまうので、課題として共有していくことが大切。できないことはできないと、きちんと言うことが大事。できない事情も説明して、一緒に作り上げていかないと、この会議そのものの存在意義が問われる。子ども会議では、大人の姿勢が問われていると思う。

(事務局)

・子どもたちからもいろんな意見をこの会議でいただいた。まだ始めたところですので、課題も含めて進めていきたい。

(松浦委員)

・意見の対応はその場で回答したのか。

(事務局)

・まず、皆で話をしてもらって、今度は県庁の職員、担当職員も一緒に入って議論をしてもらって、最後提案としてもらった。

(松浦委員)

・あくまでそのあと関係部署でそれぞれ考えていただいものがこの意見。タイムリーなご指摘をいただいたのではないかと。

## 7 子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画【資料7】

- ・意見はありませんでした。